

(発信日) 2026年 8 月 4 日

投資主各位

東京都中央区銀座六丁目2番1号  
**大和証券オフィス投資法人**

執行役員 田 中 稔 介  
(コード番号: 8976)

## 第14回投資主総会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第14回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが投資主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書面に賛否をご記入のうえ、2026年8月24日（月曜日）午後5時までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）第93条第1項の規定に従い、規約第14条におきまして「みなし賛成」に関する規定を定めております。

従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成されるものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

<本投資法人規約抜粋>

第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定は、以下の各事項に係る議案の決議には適用しない。
  - (1) 執行役員、監督役員又は会計監査人の解任
  - (2) 規約の変更（ただし、みなし賛成に関連する規定の制定又は改廃に限る。）
  - (3) 解散
  - (4) 資産運用会社による資産運用委託契約の解約に対する承認
  - (5) 投資法人による資産運用委託契約の解約
3. 第1項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人ウェブサイト「第14回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませよう願ひ申し上げます。

また、本投資主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主様に対して書面により投資主総会参考書類をお送りしております。

本投資法人ウェブサイト

<https://www.daiwa-office.co.jp/ja/ir/meeting.html>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（投資法人名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」、「投資主総会招集通知／投資主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいませよう願ひ申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

敬具

#### 記

1. 日 時：2026年8月25日（火曜日）午前10時  
（なお、受付開始時刻は、午前9時30分を予定しています。）
2. 場 所：東京都千代田区丸の内一丁目9番1号  
グラントウキョウノースタワー 17階  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

#### 3. 投資主総会の目的事項：

##### 決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
  - 第2号議案 執行役員1名選任の件
  - 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
  - 第4号議案 監督役員2名選任の件
- 各議案の要領は、「投資主総会参考書類」に記載のとおりです。

以上

~~~~~  
◎ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項について修正が生じた場合は、上記のインターネット上の本投資法人のウェブサイト及び東証ウェブサイト、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社である大和リアル・エスレート・アセット・マネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催する予定です。なお、本投資法人の2026年5月期（第41期）の決算説明会動画及び決算説明資料は、インターネット上の本投資法人のウェブサイト（<https://www.daiwa-office.co.jp/>）にてご覧いただくことができます。
- ◎本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## 投資主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 規約一部変更の件

##### 1. 規約変更の理由

- (1) 2026年4月1日付で一般社団法人投資信託協会及び一般社団法人日本投資顧問業協会が合併し、一般社団法人資産運用業協会が発足したことに伴い、必要な字句の修正を行うものです（現行規約第32条第(2)号、第32条第(5)号関係）。
- (2) 「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号、その後の改正を含みます。）の改正に伴い、改正後の条文にあわせ関連する規定の変更を行うものです（現行規約別紙1 資産運用の対象及び方針（資産運用の対象）第5項第(6)号関係）。

## 2. 規約変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分)

| 現 行 規 約                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>第32条（金銭の分配の方針）</b></p> <p>本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1)（記載省略）</p> <p>(2) 利益を超えた金銭の分配</p> <p>本投資法人は、分配可能金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額以下である場合、又は本投資法人が適切と判断した場合、<u>一般社団法人投資信託協会</u>の定める規則（以下「<u>投信協会規則</u>」という。）に定められる金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。ただし、上記の場合において、金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。また、本投資法人は、本投資法人における課税負担の軽減を目的として本投資法人が適切と判断した場合、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。</p> <p>(3)～(4)（記載省略）</p> <p>(5) <u>投信協会規則</u></p> <p>本投資法人は、第1号乃至第4号までのほか、金銭の分配にあたっては、<u>投信協会規則</u>に従うものとする。</p> | <p><b>第32条（金銭の分配の方針）</b></p> <p>本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1)（現行どおり）</p> <p>(2) 利益を超えた金銭の分配</p> <p>本投資法人は、分配可能金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額以下である場合、又は本投資法人が適切と判断した場合、<u>一般社団法人資産運用業協会</u>の定める規則（以下「<u>協会規則</u>」という。）に定められる金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。ただし、上記の場合において、金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。また、本投資法人は、本投資法人における課税負担の軽減を目的として本投資法人が適切と判断した場合、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。</p> <p>(3)～(4)（現行どおり）</p> <p>(5) <u>協会規則</u></p> <p>本投資法人は、第1号乃至第4号までのほか、金銭の分配にあたっては、<u>協会規則</u>に従うものとする。</p> |
| <p><b>制定・改訂履歴</b></p> <p>（新設）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | <p><b>制定・改訂履歴</b></p> <p>改訂 2026年8月25日</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

| 現 行 規 約                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>別紙１ 資産運用の対象及び方針</b><br/> （資産運用の対象）</p> <p>1.～4.（記載省略）</p> <p>5. 本投資法人は、第2項乃至第4項に定める特定資産のほか、不動産への投資又は借入れにあたり必要がある場合には、以下に掲げる資産に投資することができる。</p> <p>(1)～(5)（記載省略）</p> <p>(6) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。その後の改正を含む。）に基づく<u>算定割当量</u>その他これに類似するもの、又は排出権（温室効果ガスに関する排出権を含む。）</p> <p>(7)～(12)（記載省略）</p> <p>6.（記載省略）</p> | <p><b>別紙１ 資産運用の対象及び方針</b><br/> （資産運用の対象）</p> <p>1.～4.（現行どおり）</p> <p>5. 本投資法人は、第2項乃至第4項に定める特定資産のほか、不動産への投資又は借入れにあたり必要がある場合には、以下に掲げる資産に投資することができる。</p> <p>(1)～(5)（現行どおり）</p> <p>(6) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。その後の改正を含む。）に基づく<u>国際協力排出削減量</u>その他これに類似するもの、又は排出権（温室効果ガスに関する排出権を含む。）</p> <p>(7)～(12)（現行どおり）</p> <p>6.（現行どおり）</p> |

## 第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員田中稔介から、本投資主総会の終結の時をもって辞任したい旨の申出がありましたので、新たに執行役員1名の選任をお願いするものです。

また、本議案において、執行役員の任期は、投信法第99条第2項及び本投資法人規約第18条第2項第一文但書を適用し、選任される2026年8月25日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、執行役員選任に関する本議案は、2026年7月17日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

| 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴及び重要な兼職                                                                                                         |
|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| かとう ひろあき<br>加藤 裕朗<br>(1965年2月20日生) | 1988年4月 大和証券株式会社(現 株式会社大和証券グループ本社) 入社                                                                             |
|                                    | 2007年10月 大和証券SMB Cヨーロッパリミテッド(現 大和証券キャピタル・マーケットヨーロッパリミテッド) ジュネーブ支店長                                                |
|                                    | 2010年10月 大和証券キャピタル・マーケット インディアプライベートリミテッド 社長                                                                      |
|                                    | 2012年7月 大和証券株式会社 グローバル・リサーチライン・アジア・オセアニアC oーヘッド 兼 グローバル・エクイティ・セールスライン・アジア・オセアニアC oーヘッド (大和証券キャピタル・マーケット香港リミテッド駐在) |
|                                    | 2013年4月 同社 グローバル・リサーチライン・アジア・オセアニアヘッド 兼 グローバル・エクイティ・セールスライン・アジア・オセアニアヘッド (大和証券キャピタル・マーケット香港リミテッド駐在)               |
|                                    | 2015年4月 株式会社大和証券グループ本社 国際企画部長 兼 大和証券株式会社 国際企画部長                                                                   |
|                                    | 2018年10月 株式会社大和証券グループ本社 海外担当役員付部長 (大和証券キャピタル・マーケット香港リミテッド駐在)                                                      |
|                                    | 2019年4月 大和証券キャピタル・マーケット 韓国リミテッド社長                                                                                 |
|                                    | 2022年4月 株式会社大和証券グループ本社 参与 アジア・オセアニア副担当 兼 大和証券キャピタル・マーケット香港リミテッド副社長                                                |
|                                    | 2022年9月 株式会社大和証券グループ本社 参与 アジア・オセアニア副担当 兼 大和証券キャピタル・マーケット香港リミテッド社長                                                 |
|                                    | 2024年4月 株式会社大和証券グループ本社 執行役員 アジア・オセアニア副担当 兼 大和証券株式会社 執行役員 海外副担当 兼 大和証券キャピタル・マーケット香港リミテッド社長                         |
|                                    | 2025年3月 同社 退社                                                                                                     |
| 所有する本投資法人の投資口数                     | なし                                                                                                                |

1. 上記執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
2. 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしています。上記執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

### 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

本投資法人の執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において選任された補欠執行役員が執行役員となった場合の任期についても、本投資法人規約第18条第2項第三文の定めに基づき、投信法第99条第2項及び本投資法人規約第18条第2項第一文但書の規定が適用されます。

なお、本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人規約第18条第3項の定めに基づき、第2号議案における執行役員の任期が終了する時までとなります。

また、補欠執行役員選任に関する本議案は、2026年7月17日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

| 氏 名<br>(生 年 月 日)                     | 略 歴 及 び 重 要 な 兼 職                                  |
|--------------------------------------|----------------------------------------------------|
| あ べ じ ゅ ん<br>阿 部 淳<br>(1975年12月22日生) | 1999年4月 野村ホーム株式会社 入社                               |
|                                      | 2003年1月 パシフィックマネジメント株式会社 入社                        |
|                                      | 2009年6月 東京建物不動産投資顧問株式会社 入社                         |
|                                      | 2013年2月 大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社 入社             |
|                                      | 2019年4月 同社 資産運用部長 兼 投資オリジネーション部部长                  |
|                                      | 2020年10月 同社 私募REIT投資運用部長                           |
|                                      | 2023年4月 同社 DOI投資運用部長                               |
|                                      | 2024年4月 同社 投資運用副本部長 兼 ポートフォリオ戦略部長                  |
|                                      | 2025年4月 同社 取締役 兼 投資運用本部長 兼 ポートフォリオ戦略部長             |
|                                      | 2025年8月 同社 取締役 兼 投資運用本部長 兼 DLI投資運用部長 兼 ポートフォリオ戦略部長 |
|                                      | 2026年4月 同社 取締役 兼 投資運用本部長 兼 ポートフォリオ戦略部長（現任）         |
| 所有する本投資法人の投資口数                       | 2口                                                 |

1. 上記補欠執行役員候補者は、2026年5月31日現在、本投資法人の投資口を自己の名義（大和リアル・エステート・アセット・マネジメント役員DOI持投資口会を通じて取得し個人名義となったもの）で2口保有しております。
2. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社の取締役 兼 投資運用本部長 兼 ポートフォリオ戦略部長です。
3. 上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、上記の他、特別の利害関係はありません。
4. 上記補欠執行役員については、その就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。
5. 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしています。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

#### 第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員恵木大輔及び伊藤耕一郎から、任期調整のため、本投資主総会の終結の時をもって一旦辞任したい旨の申出がありましたので、監督役員2名の選任をお願いするものです。

また、本議案において、監督役員の任期は、投信法第101条第2項が準用する同法第99条第2項及び本投資法人規約第18条第2項第一文但書を適用し、選任される2026年8月25日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりです。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                | 略歴、本投資法人における地位及び<br>重 要 な 兼 職                              |
|-----------|-------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 1         | え き だ い す け<br>恵 木 大 輔<br>(1977年3月21日生)         | 2003年10月 弁護士登録 石井法律事務所 入所<br>(現任)                          |
|           |                                                 | 2022年8月 本投資法人 監督役員 (現任)                                    |
|           | 所有する本投資法人の投資口数                                  | なし                                                         |
| 2         | い と う こ う い ち ろ う<br>伊 藤 耕 一 郎<br>(1972年9月26日生) | 1997年4月 ゴールドマン・サックス証券会社東京<br>支店 (現 ゴールドマン・サックス証<br>券会社) 入社 |
|           |                                                 | 2005年11月 税理士法人中央青山 (現PwC税理士法<br>人) 入所                      |
|           |                                                 | 2009年7月 公認会計士登録                                            |
|           |                                                 | 2010年3月 税理士登録                                              |
|           |                                                 | 2011年5月 伊藤国際会計税務事務所 代表 (現<br>任)                            |
|           |                                                 | 2017年2月 VISITS Technologies株式会社 監査<br>役                    |
|           |                                                 | 株式会社エス・エム・エス 取締役監<br>査等委員                                  |
|           |                                                 | 2020年2月 アクトホールディングス株式会社 取<br>締役 (現任)                       |
|           |                                                 | 2020年6月 地盤ネットホールディングス株式会社<br>監査役 (現任)                      |
|           |                                                 | 2020年10月 モイ株式会社 監査役 (現任)                                   |
|           |                                                 | 2022年6月 株式会社いい生活 取締役監査等委員<br>(現任)                          |
|           |                                                 | 2022年8月 本投資法人 監督役員 (現任)                                    |
|           | 所有する本投資法人の投資口数                                  | なし                                                         |

1. 上記監督役員候補者両名は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。
2. 上記監督役員候補者両名と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
3. 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしています。上記監督役員候補者は、いずれも、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれております。上記監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、引き続き、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

#### 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに、本投資法人規約第14条第2項に規定する議案があるときは、当該議案には、投信法第93条及び本投資法人規約第14条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。また、本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも投信法第93条及び本投資法人規約第14条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。

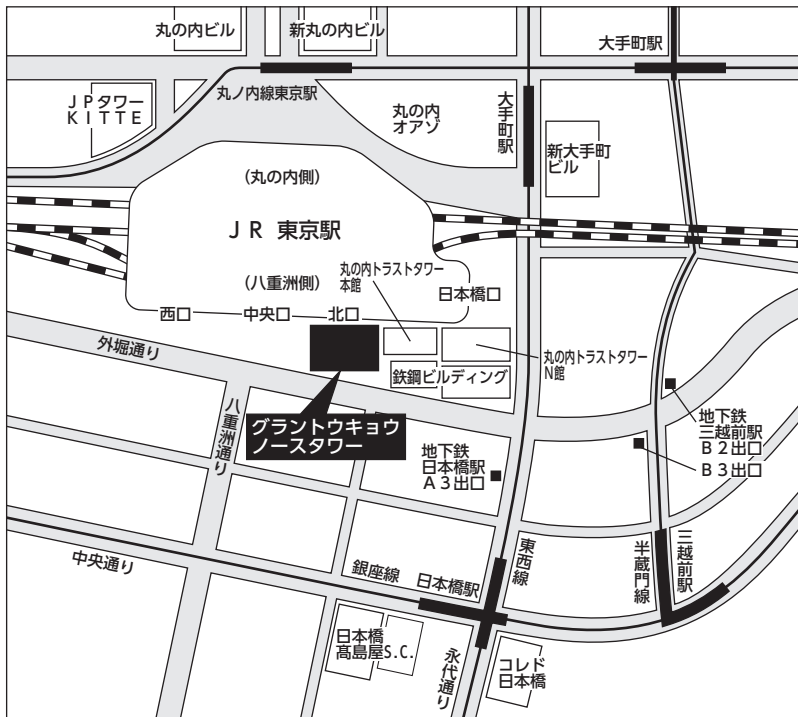
なお、上記の第1号議案乃至第4号議案の各議案につきましては、いずれも本投資法人規約第14条第2項に定める議案には該当せず、かつ、相反する趣旨の議案にも該当しておりません。

以上

## 第14回投資主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号  
 グラントウキョウノースタワー 17階

|     |                  |         |
|-----|------------------|---------|
| 最寄駅 | J R 線 東京駅より（直結）  | 徒歩約 1 分 |
|     | 丸ノ内線 東京駅より（地下直結） | 徒歩約 4 分 |
|     | 東西線 大手町駅より（地下直結） | 徒歩約 4 分 |
|     | 東西線・銀座線 日本橋駅より   | 徒歩約 4 分 |
|     | 半蔵門線 三越前駅より      | 徒歩約 5 分 |



お願い：会場には駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。